

# 令和元年第5回白鷹町議会定例会 第1日

## 議事日程

令和元年6月12日（水）午前9時30分時開議

- |       |       |                                     |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 |       | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第 2 |       | 会期の決定                               |
| 日程第 3 |       | 諸般の報告                               |
| 日程第 4 |       | 行政報告                                |
| 日程第 5 |       | 一般質問                                |
| 日程第 6 | 議第64号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について                   |
| 日程第 7 | 議第65号 | 白鷹町農業委員会委員の任命について                   |
| 日程第 8 | 議第66号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について           |
| 日程第 9 | 議第67号 | 白鷹町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程第10 | 議第68号 | 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第11 | 議第69号 | 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について           |
| 日程第12 | 議第70号 | 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について       |
| 日程第13 | 議第71号 | 鮎貝第二污水幹線更新工事（第1工区）請負契約の締結について       |
| 日程第14 | 議第72号 | 学校給食配送車の取得について                      |
| 日程第15 | 請第 2号 | 白鷹町大字高玉地内の町道路線の認定と道路整備について          |
| 日程第16 | 請第 3号 | 消費税10%中止を国に求める意見書提出の請願              |
| 日程第17 | 報第 1号 | 平成30年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について    |
| 日程第18 | 報第 2号 | 平成30年度白鷹町下水道特別会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について |
| 日程第19 |       | 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）           |

---

## ○出席議員（12名）

- |    |      |    |    |      |    |
|----|------|----|----|------|----|
| 1番 | 今野正明 | 議員 | 2番 | 金田悟  | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |

5番	丸川雅春	議員	6番	笹原俊一	議員
7番	小口尚司	議員	8番	奥山勝吉	議員
9番	山田仁	議員	10番	菅原隆男	議員
11番	関千鶴子	議員	12番	遠藤幸一	議員

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	沼澤政幸
総務課長	樋口浩
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	菅間直浩
町民課長	鈴木克仁
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	齋藤重雄
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一
建設水道課長	佐藤雅志
病院事務局長	渡部町子
教育次長	田宮修
監査委員	竹田謙一

---

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村裕之
係長	橋本達也
書記	菅原美樹

# 開 会

〈午前9時30分〉

## ○開会の宣告

○議長（今野正明） おはようございます。

ご参集まことにありがとうございます。

新庁舎が完成してから、初めて新議場にて定例会を開催することになります。本定例会は、「日本の紅(あか)をつくる町」のPRに努めるべく、今年度も紅花を飾り、胸には深山和紙製の紅花ブローチを着用、そして紅花をすき込んだ深山和紙を使って白鷹人形研究会の皆さんが作り上げた可憐な紅花娘を演壇に飾り、審議に望みます。

これより令和元年第5回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

## ○議事日程の報告

○議長（今野正明） 議事日程は、以前に配付のとおりです。

---

## ○会議録署名議員の指名

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

4番 竹田雅彦君

5番 丸川雅春君

の両名を指名いたします。

---

## ○会期の決定

○議長（今野正明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、6月5日の議会運営委員会に諮問したところ、6月12日から6月19日までの8日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、会期は6月12日から6月19日までの8日間と決定いたしました。

---

## ○諸般の報告

○議長（今野正明） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、中村裕之君。

○議会事務局長（中村裕之） 諸般の報告。

1. 置賜地方町村議会議長会臨時総会、5月24日、高畠町で開催されました。

平成30年度決算を認定し、令和元年度事業実施計画及び補正予算について、原案のとおり決定いたしました。

また、役員改選が行われ、会長に飯豊町の後藤恵一郎議長、副会長に川西町の加藤俊一議長を選出しました。さらに、県議長会臨時総会の提出議題案や他地区との合同研修等について了承いたしました。

2. 置賜広域行政事務組合臨時会、5月30日、米沢市で開催されました。

議長及び副議長の選挙を行い、議長に南陽市の高橋弘議長、副議長に小国町の高野健人議長が選出されました。

また、監査委員の選任や令和元年度一般会計補正予算、高規格救急自動車の取得などの議案を原案どおり可決しました。

3. 西置賜行政組合臨時会、6月4日、長井市で開催されました。

議長及び副議長の選挙を行い、議長に長井市の浅野敏明議員、副議長に白鷹町の小口尚司議員が選出されました。

また、監査委員の選任や令和元年度一般会計補正予算などの議案を原案どおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（今野正明） 諸般の報告が終わりました。

---

○行政報告

○議長（今野正明） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行う前に、一言その間にお願いしたいと思います。

先ほど議長からありましたように、本議場を使つての議会、初めてのケースでございます。今私どもは、庁舎新築になりまして、議員の皆様方からこの議会として使っていないときには、町民の皆様には開放してもいいという大変なご英断をいただいたという中で、このような議場のつくりをさせていただいてきたところでございます。

実際に使用するということになりまして、我々としてはテストにテストを重ねまして、万全を期してきたつもりでございますが、何せ初使用でございますので、何か不具合等が生じないことはないわけでございます。必ず何かある可能性があります。改めてさらに利用しやすくする方法につきまして、傍聴人の皆様方や議員の皆様方からご指摘事項がありましたら、何とぞ事務局に申し伝えていただくようお願いを申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず1点目は、日本遺産「山寺が支えた紅花文化」の追加認定についてでございます。

5月20日、山形県と関係7市町で構成の「山寺が支えた紅花文化」と題して認定されている日本遺産に、白鷹町が構成市町として県指定文化財の深山和紙が構成文化財として文化庁から追加認定されました。今回の追加で、本町と大石田町が新たに加わり、構成市町は9市町となったところであります。

追加の理由として、本町は江戸時代から紅花の主要な産地であり、紅餅を包んで出荷した深山和紙の文化が今も息づき、紅花生産や出荷のストーリー上欠かせない地域であり、紅花による地域活性化を町挙げて行うなど、日本遺産として活用を図る上でも欠かせない存在であることが認められたものであります。

このたびの認定は、これまでご尽力いただいた関係者皆様のご努力のたまものであり、町民の自信と誇りにつながるものであります。今後、「山寺と紅花」推進協議会に参画し、紅花を通じて本町の魅力や特色を広く発信しながら盛り上げていきたいと考えております。

2番目は、ホストタウン交流事業の推進についてであります。

白鷹町が2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて中国のホストタウンとして昨年8月に登録されて以降、中国ソフトボール協会関係者等を本町にお招きし、ソフトボール場や宿泊施設を視察いただくなどしながら、交流事業について話し合いを進めてきたところであります。

そして、ことし3月25日から28日まで、中国北京市を訪問させていただき、中国ソフトボール協会の会長を初め関係者と面談し、具体的な取組内容などについて覚書を締結してまいりました。

その結果、ことし8月下旬から9月上旬にかけて、中国女子ソフトボールチームの代表候補を含む若手のナショナルチームが本町で合宿を行うことが決まりました。また、オリンピックの出場国を決めるアジア・オセアニア地区の最終予選会が9月下旬に中国上海市で開催されることから、中国チームを応援するため白鷹町から応援団の派遣も予定しております。

このように、今後中国との具体的なホストタウン交流事業を推進してまいりますので、町民の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

3点目は、2020年東京オリンピック聖火リレーについてであります。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、6月1日、2020年東京オリンピック聖火リレーのルート概要を発表いたしました。

今回の聖火リレーは、来年3月26日に福島県をスタートし、日本全国47都道府県を121日間で回るというものであります。その中で、山形県では来年6月7日から8日にかけてリレーが行われ、6月7日には白鷹町でもリレーが行われるということでありま

す。

世界最大のスポーツイベントでもあるオリンピックの聖火リレーが本町で行われるという、まことに名誉なことでもありますので、大いに盛り上げていきたいと考えております。詳細は今後発表されるということでもありますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（今野正明） 行政報告が終わりました。

---

### ○一般質問

○議長（今野正明） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

「いきいきと安心して暮らすための福祉施策の充実について」4番、竹田雅彦君。

〔4番 竹田雅彦 登壇〕

○4番（竹田雅彦） 竹田雅彦でございます。新人議員でございます。初めて一般質問をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目、障がい者の法定雇用率の達成状況についてでございます。

昨年、国の各省庁、そして山形県においても、障がい者雇用率を水増ししていた問題がございました。先日、ようやく厚労省がそのチェックの強化というものを打ち出したわけでございますが、民間企業が雇用率を達成しない場合、障がい者雇用納付金というものを民間企業は徴収されてしまいます。自治体の場合は、納付金は徴収されないわけでございますが、障がいがある人もない人もともに生きる社会づくりをめざすべき行政側が、雇用率を水増ししていたということは、非常に重い問題であります。行政側に、障がい者の当事者意識が欠如していたと言わざるを得ないと思っております。

ただ、我が白鷹町役場におきましては、障がい者の法定雇用率2.5%は達成しているとお聞きしております。実際、何%の雇用率を達成していただいているのか。また、今後さらに達成率を上げていただくための対策を講じていただけるのか、お伺いをさせていただきたいと思っております。

また、町内の障がい者雇用に該当する企業・事業所の雇用率は平均で何%程度で、達成していない企業・事業所にはどのように働きかけをしていくのか、あわせてお伺いさせていただきたいと思っております。

2点目です。福祉人材の確保についてでございます。

本町にとどまらず、日本全国におきまして少子化に伴い、生産年齢人口が減少し、各産業・各分野において人材不足が大きな課題となっております。こと福祉分野において

はさらに深刻な問題であり、山形県内において6年後、いわゆる2025年には約3,400人不足すると見込まれているデータもございます。

白鷹町においても、福祉に携わる人材の確保・定着は非常に大きな課題であります。それぞれの法人や各事業所でも、人材の確保に日々努力していただいているとは思いますが、それも限界があるのではないかと考えております。福祉サービスの利用は、町民にとっても非常に身近な問題であり、介護状態になっても安心して生活できるために今後も安定的に人材を確保し、定着させなければならないと思います。そのための町としての方策をお伺いさせていただきたいと思います。

3点目でございます。3点目は、災害時の福祉避難所についてでございます。

さきの東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また障がい者の犠牲の割合も被災者全体のそれと比較しても2倍程度に上ったと言われているとのことあります。

それを受けて、内閣府より福祉避難所の確保・運営ガイドラインというものも示されております。災害弱者と言われている高齢者、障がい者、乳幼児など配慮を要する人たちが災害に遭った際に安心して避難でき、適切な支援を受けられる福祉避難所について、例えば山形市では多くの高齢者施設等を指定しており、ホームページにも掲載されているようでございます。

白鷹町における福祉避難所の確保状況について、具体的にお伺いさせていただきたいと思っております。

以上3点の質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（今野正明） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） それでは、竹田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、障がい者の法定雇用率の達成状況につきまして、お答えをさせていただきます。

障がい者の雇用状況につきましては、障がい者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、毎年6月1日現在の障がい者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に対して通報しなければならないとされております。白鷹町役場における障がい者の雇用率につきましては、平成30年6月1日現在で2.61%となっており、地方公共団体の法定雇用率である2.5%を上回っている状況であり、雇用すべき障がい者数を充足している状況であります。

今後の障がい者雇用の取組につきましては、地方自治体は民間事業主に対し率先して障がい者を雇用すべき立場にあることを改めて認識し、さらなる雇用に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。しかしながら、本町のような小規模自治体にあつては、職員の採用自体が少ない中での対応となるため、障がい者採用枠の設定など

が難しい状況ですので、障がいの状況に応じた短時間勤務職の設定など、多様な任用形態を検討しながら障がい者雇用に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、民間企業の状況につきましてお答えいたします。

民間企業では、2.2%の法定雇用率とされておりますが、従業員45.5人に1人の障がい者を雇用する必要があります。厚生労働省山形労働局の調査によりますと、平成30年6月1日現在におきましてハローワーク長井管内では45の事業所が要件に該当し、平均雇用率は1.62%であり、法定割合を達成しているのは23事業所とされております。平均雇用率は山形県で2.06%、全国では2.05%となっており、当管内は低い状況にあると認識しております。

また、未達成の事業所への働きかけにつきましては、指導的立場である山形労働局が所管するところであり、その取り組みを注視してまいりたいと考えているところであります。なお、市町村別の事業所の状況につきましては、公表されていないところでもあります。

次に、福祉人材の確保についてお答えさせていただきます。

まず、本町の雇用情勢につきまして申し上げます。平成31年4月のハローワーク長井管内の求職者と求人数の割合を示す有効求人倍率は1.39倍となっております。4月につきましては、例年従業員の出入りがあり、求人倍率が低くなる傾向であることを考慮いたしますと、依然高い求人倍率であり、雇用情勢としては良好な状況にあります。他方、町内企業にとりましては、従業員の確保に大変苦慮されているとお伺いさせていただいているところです。

議員ご指摘の福祉関連就業者数が、県内において6年後には約3,400人不足するという点につきましては、県が実施する「山形県介護職員サポートプログラム」平成29年版における数字と認識しているところであります。障がい福祉や子育て支援等、幅広にサービスが提供されております。特に介護サービス事業におきましては、人材確保に大変苦慮されているとの声をいただいております。

本年6月5日現在、ハローワークを通じて介護サービス3事業所から介護職の求人がでていますが、求人が継続している状況にあり、慢性的な人材不足が生じているとのことであります。2016年の経済センサスによりますと、町内法人及び個人事業主の医療・福祉従業者数は495名となっておりますが、介護サービスの事業所からの聞き取りによりますと、町外からのお勤めの方がふえており、特に理学療法士や作業療法士、看護師等の資格職の方につきましては長井市や山形市からの通勤者が多い傾向であると認識させていただいております。今春の新規学卒者採用の状況でも、ある法人では地元高校からの採用を継続してきたものの、今春は応募者がなかったため採用を見送らざるを得なかったと伺っているところでもあります。介護人材の売り手市場は続いている傾向のようでもあります。また、新施設整備や就労環境の認証制度等の活用によるイメージ



アップにより、新卒のみならず経験者も含めて人材確保が順調な事業所もあると伺っているところでもあります。

次に、これまでの取り組みと今後の方策につきまして、お答えをさせていただきます。

介護人材の確保につきましては、県が3年ごとに策定する介護保険事業支援計画の中で取り組みが定められており、県全体での数字となりますが2020年（令和2年）には必要とされる人数に対して784名の不足、2025年（令和7年）には1,862名まで不足が拡大すると見込まれております。これらを受けまして、将来の担い手となる小中学生から職業選択の1つに介護職を加えてもらえるよう、その仕事の魅力を伝えるプロモーション事業やインターンシップ・職業体験や、志望者の資格取得への経済的支援、離職防止のための職員交流促進事業や研修会の開催等が実施されております。また、県内でも外国人介護職の受け入れが始まったこともあり、その制度周知等の取り組みも進められているところでもあります。

本町としても、平成24年度から主に県立荒砥高等学校の学生を対象に介護職員初任者研修事業を実施しております。当事業につきましては、130時間に及ぶ講義、演習、実習を通じて介護職員としての必要な知識と技術を学ぶものであり、地域福祉へ貢献できる介護人材の育成・確保に貢献しております。今後につきましては、各事業所への介護人材確保に向けた情報提供や意見交換等を行うほか、介護人材にかわる介護ロボットやICT等の導入等の補助制度や働きやすい労働環境の認証取得制度もあることから、これらの制度周知等も含め支援のあり方を検討してまいりたいと考えさせていただいているところでもあります。

次に、災害時の福祉避難所につきましてお答えさせていただきます。

福祉避難所につきましては、平成25年に政府が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を受け、東日本大震災の教訓を考慮し、学校施設などの収容避難所での生活が困難で介護や福祉的な配慮を必要とする方が安心して避難生活を送っていただけるように、指定避難所とは別に開設される避難所を指すものであります。

災害発生時に必要に応じて開設される「二次的避難所」であり、災害発生後、即開設が必要とされる「指定避難所」ではないものであると認識していただきたいと思っております。そのため、まず身近な指定避難所、一時避難所に避難していただき、保健師などが避難者の身体状況や必要や支援の状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定させていただきます。福祉避難所の役割は、町の要請により建物や施設利用者の安全確認、避難スペースの確保、スタッフの配置など、運営体制が整い次第開設し、決定された避難対象者を受け入れるものでもあります。本町では、災害対策基本法に基づき社会福祉法人等の施設を福祉避難所として利用できるよう、平成25年12月には「白光園」「白鷹陽光学園」「白鷹あゆみの園」「ふれあいの里」「マイスカイ中山」の町内5施設と協定を締結させていただいているところでもあります。

なお、これらの避難所の一覧や所在地等の情報につきましては、本町のハザードマップに掲載し町民の皆様にご提供させていただくほか、同マップをホームページにも掲載して周知を図らせていただいているところでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上、竹田議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 非常にご丁寧な答弁、本当にありがとうございました。

さらに質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の障がい者の法定雇用率の達成状況についての質問でございますが、障がい者の方々は知的障がい・身体障がい・精神障がい・発達障がいなど、その障がいによってもそれぞれ配慮すべきことが違うわけでございます。そのために、就職後の定着率というものが非常に大事になっていると思います。いわゆるその人とのマッチングがうまくいくかどうかというのが、非常に重要でありますけれども、就職したけれどもなかなか定着できなかった方、または就職・就業までいかなかった方への支援策というのはどのようなものがあるのか、お伺いさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今野正明） 長岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（長岡 聡） お答えさせていただきます。

企業等々と直接雇用契約を結ばれた方々については、私のほうで把握していない部分もあるわけですが、障がい者の方からご相談をいただく中で、どのような対応をさせていただいているかというところでお答えをさせていただきたいと思います。

障がい者の方々に対する障がい福祉サービスにつきましては、障害者総合支援法に基づきサービスを提供している形になっておりますけれども、そのサービスの中で就労を希望される方への支援も行っているところでございます。

具体的には、就労を希望される方に対しまして就労に必要な知識及び技術の習得や、求職活動に関する支援等を行います就労移行支援というサービスがございます。また、平成30年度からはこの就労移行支援等の利用を経まして一般就労された方で、その就労に伴ってさまざまな生活の課題ですとかそういうものが生じている方に対しましては、就労の継続を図るために必要な事業主、またはサービス事業者、あとは医療関係との連絡調整を行う就労定着支援というサービスが設けられております。一般に就労された方のその後の定着に向けた支援というものにつきましては、このようなサービスを通して行っていくということになっております。

また、就労に結びつかなかった方につきましては、就労継続支援サービスというものがございます。この就労支援サービスというものにつきましては、そのサービスの形態によりましてA型・B型という2つの形態がございますけれども、ご本人の状況等を踏

まえまして希望に沿ったサービスができるように、相談事業所と連携を図りながらサービス提供可能な事業所の確保、調整などを行って対応させていただいているところでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 障がい者の支援に関しまして、さまざまな支援策があるということをお聞きしまして、少しほっとしているところでございます。障がいのある方々が働くということは、その方にとっても非常に生きがいにもつながるかと思えます。障がい者の生きがいをつくり出すということは、障がい者福祉にとっても非常に重要なことでもありますので、町の継続した取組をご期待申し上げて、第1の質問は終了させていただきたいと思えます。

引き続き質問させていただいて、よろしいでしょうか。

では、2点目のほうの福祉人材の確保についてでございます。

先ほど答弁の中で、介護職員初任者研修の事業の実施というものがございました。介護職員初任者研修の実質的な中身といいますと、本当に濃いものがございます。座学から始まり実習も何十時間もするというところで、非常に中身の濃い研修になってございますが、そういった方々で終了した方、いわゆる研修終了者の福祉分野への就職の状況はどのようになっているのか。また、就職した際の定着の状況もいかがなものか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（今野正明） 菅間企画政策課長。

○企画政策課長（菅間直浩） 介護職員初任者研修につきまして、この事業は荒砥高校をサポートする会の事業ということもございますので、私から答弁させていただきたいと思えます。

この事業につきましては、平成24年度から平成30年度までの間7年間で44名の方が修了されております。年平均にいたしますと、約6.3名ほどずつ受講されている、修了されているということでございます。その内訳といたしましては、荒砥高校生が23名、白鷹専修学校生が2名、一般の方が19名となっております。荒砥高校の修了生23名のうち、町内外の福祉施設に就職された方につきましては15名いらっしゃるとうっているところでございます。

また、白鷹専修学校の修了生につきましても、2名のうち1名の方が町内の福祉施設に就職されたと伺っているところでございます。一般の方については、当方では特に把握しておりませんが、受講者の顔ぶれを見ていると既に福祉関係で働いておられる方の受講者もいらっしゃるのかなと感じているところでございます。

なお、今年度につきましても9名の受講者がおられまして、そのうち荒砥高校生が5名、専修学校生が1名、一般の方が3名という内訳となっております。

定着の状況でございますけれども、荒砥高校・専修学校の方につきましてはそれぞれ卒業時点での進路調査ということで、人数の把握はさせていただいておりますけれども、その後も継続して同じ施設におられるのか、あるいはほかの施設に移られたのか、あるいは全く転職したのかという部分については、特に追跡調査は行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） せっかく介護職員初任者研修というものに対して、その事業を実施しているわけでございますので、ぜひ我々としましてもきっちり就職をしていただいて、定着をしていただきたいなと思ったところでございます。

次の質問でございますが、白鷹町の隣の長井市でございますけれども、介護現場で働いて5年以上長井市に定住しようとする人に対する奨励金があるようでございます。白鷹町としてもそのような助成制度があれば、福祉人材を確保しつつ定住者の増加にも結びつくと考えてございますが、町としてのご所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今野正明） 佐藤町長。

○町長（佐藤誠七） お答えさせていただきます。

長井市でそのような制度事業を設けていращゃると、いつからしているのかちょっとまだ確認しておりませんでしたけれども、これが決定的に介護職員の離職を防いでいるとはちょっと言えないと認識をさせていただいております。やはりそれ以上大切なものは、環境というものをどう私どもとしてこの施設の経営者の方々とつくり上げていくかということが、大切なのではないのかなと。

もちろん、それに伴う支援というものは考えていく必要があるだろうと思っておりますが、長井市にずっとお住まいであって何年勤めた場合にはお幾らですよということは現在私どもとしては考えてはおりません。今後ともその辺については、今ようやく国でも介護職の離職というものについてどのようにしたらいいのかということ、一生懸命検討・研究を進めている中でありますので、それが安易に外国の方をすることになりますと、私どもとしては例えば宿舍の準備とか、施設等の隣にそういう宿舍をつくらなければならないとか、いろいろなハードルも高くなってまいりますので、現時点におきましてはやはり施設で働くという環境をどう充実していただけるのかということに対しての支援などは考えていきたいと思っておりますが、直接個人に何年勤めたからお祝金を出すということは、今現在は考えていないということでございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 介護現場で働く環境を整えるというのは、本当に非常に大事なことだと思います。長く勤めていただくためにも、人的な整備でしたり、それからハード面

の整備というものは非常に大事かと思いますので、引き続き町としても注視をしていただきたいと思ひますし、我々もいつ要介護状態になるのかわからないわけでございますので、高齢者とか障がい者の方々、いわゆる社会的弱者と言われている方々が安心して暮らせる町、それが我々にとっても安心して暮らせる町だと思ひております。引き続きのご支援を期待して、2番目の質問を終了とさせていただきます。

引き続き、3番目の質問よろしいでしょうか。

災害時の福祉避難所についての再質問でございます。

現在、旧西中学校の跡地に老人福祉施設が整備されておりますけれども、この施設についても福祉避難所の指定がなされるのでしょうか。また、その旧西中学校の跡地に移転した後の現在の施設も、ある程度活用はされるとお聞きしておりますが、福祉避難所としての機能はどうなるのでしょうか。新しい施設も、それから古い施設も指定ということになりますと、さらに町民の安心・安全の確保につながっていくと思ひますが、そこら辺のことをお伺ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（今野正明） 横澤副町長。

○副町長（横澤 浩） ただいまのご質問に対しまして、私からお答えさせていただきます。

まずは、福祉避難所につきましては、ただいま町長が答弁したとおりでございますけれども、その背景といたしましては3.11の状況、あるいは本町にとりましては平成25年・平成26年の豪雨災害、このような災害時におきまして今お話しありましたように弱者の方々により安全で安心できる避難所の仕組みという部分につきましては、協定を結んで対応しているわけでございますが、それらの教訓をベースに今回旧西中学校跡地に今建設を進めております新特別養護老人ホームのハード面につきましても、地域交流センターという部分を取り入れて、そして特別養護老人ホームの施設をそれに併設をしていくという総合的な施設となっております。

その背景といたしましては、当初365日24時間の体制でいるという施設の特性を生かして、まずは避難所的な地域の方々の1つの対応ができる。そして、さらに障がい者あるいは介護を受けている方とかいろいろな方々を受け入れる体制としてのマンパワー、あるいは施設整備もあり得ますので、そこに福祉避難所としての体制を組み込んでいきたいなという計画の中で今進めているところでございます。

もう一方につきましては、今般今荒砥にある施設につきましては、これは白光園でいろいろ考えていくこれからの計画の中にもあるわけでございますが、今現在地域の方々と地域福祉の関係でも非常に連携をしております、特に地域の方々との連携をさらに特別養護老人ホームが別の形になるという計画もあるようでございますので、その辺についてはこの施設の持つ特性を生かして、地域福祉の中でその存在を高めていく方法で今議論を進めていきたいなと町としても考えているところでございます。そしてその辺

につきましては、福祉避難所という部分についても当然この地域の特性を生かした拠点施設でもございますので、この辺については私ども行政と、そして法人と綿密な連携をとりながらこの事業を進めてまいりたいと、このように現段階においては考えています。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 非常に心強いご答弁であったと思います。ありがとうございます。

その中で、高齢者とか障がい者の中でも、特にそういった大規模災害のときに配慮を必要としていらっしゃる方々が、実際どの程度ぐらいますしいらっしゃるのかどうか。あと、福祉避難所は先ほどもご答弁の中でありましたが、二次的な避難所ということにはなっておりますけれども、配慮が必要なご家族に対して先ほども答弁の中にハザードマップに掲載ですとか、ホームページにも載せていただいているということですが、なかなか高齢者の方々はそういったネット環境等々が整っていない方もいらっしゃるかとも思います。そういった方々に対してもそうですけれども、ある程度福祉避難所の情報というものはそういった方々に対しても、情報をどう工夫して提供なさっているのかということもお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（今野正明） 佐藤町長。

○町長（佐藤誠七） 要支援者というか、要配慮者というのでしょうか、人数については後ほど担当課長から答弁させていただきますが、やっぱり災害と一言で言っても種類が多様に分かれている。例えば東日本大震災のように瞬間的にあのような大きな揺れを伴う、そしてこの庁舎内におきましてはキャビネット等が倒壊寸前というところまでいったということでもあります。

さらには、吉野石膏から町誕生30周年のときにご寄贈いただきました鷹の塔が正面にあったわけですが、実は私どもとしては大丈夫なもんだと思っておりましたが、上から確認をいたしましたところ実はもう割れが入っておったということで、直ちに割れを発見した時点でその日のうちに撤去をさせていただき、改めてそれをどうするかということに取り組んでいきたいと考えています。

これは、やはり地震であります。地震のときは、もう瞬間の問題でございましてそれらに対する対応と、例えば豪雨の場合は少しタイムラグがあるわけですし、その場合の避難体制をどう整えていくかということとは、やっぱり違った対応が必要になってくるのではないのかなと思っていますところでございます。

また、時間によっても相当違います。東日本大震災は2時46分というまだ明るさがあったから、あのような私どもとして対応ができたと思っております。各担当者が2名体制で、各集落区長をお回りいただき、区長に安否確認をお願いしたというケースがあったり、停電になったものですから消防団をお願いをいたしまして、緊急物資の搬送が確実にあると予測をしなければならなかったわけでもありますので、信号機のついてある交

差点には消防団の方に本当にご協力をいただいたと。基本的には交通安全でございますので、消防団の方ということはないわけでございますが、やはり責任は町にあるということを明確にした上でお願いをし、スムーズな通行を確保することができたと思っております。

そして、平成25年・平成26年の水害でございました。タイムラグがありますので、なかなか避難をしていただきたいとお願いいたしましても、目の前の川の増水がそんなに緊張感をもたらさないんです、時間かかっていますので。そういうような場合の私ども避難勧告、避難指示というものも出させてもらったわけですが、その際にはやはり消防団、あるいは東日本大震災のときから警察の方々にご協力いただくということになりまして、そういう方々のお力をお借りしながら避難所に避難していただくという手配が必要であるというように感じたところでございました。

その際には、やはり一時避難所にまずは行っていただいて、そこにこちらの体制として保健師あたりの対応をきちとした上で、福祉的な対応が必要な方につきましては私どもが協定をさせていただいております施設に、それぞれ二次避難という形で避難所に行っていただくということをやっけないと、そういうことを積み重ねていかないと私は最初から二次避難といえますか、そちらに行くということはいささか問題あるのではないかと。

ただし、今の新しい白光園にはそういうスペースを設けておりますので、新しい白光園にはそういうスペースをつくっていただいておりますので、そういうことの可能性は十分あると。なぜならば、鮎貝地区の駅前是非常に低いわけでございます。当然、すぐに増水してくることはないわけですが、その際の避難場所として我々としては新しい白光園もありますし、スポーツセンターなども提供させていただきながら取り組んでいきたいと考えているところでございますので、そのような対応を今考えさせていただいているところでございます。

あと人数については、担当からお答えいたします。

○議長（今野正明） 長岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（長岡 聡） 私から、要配慮者の人数関係についてお答えさせていただきます。

まず町におきましては、この要配慮者台帳というものを災害対策基本法に基づきまして作成しているところでございます。この作成に当たりましては、毎年各地区の民生委員児童委員の皆様にご協力をいただきながら、整備をさせていただいております。この台帳の中には高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯、また障がい者の方など特に配慮が必要な方ということで台帳に挙げさせていただいております。平成31年4月1日現在の台帳の登録者数といたしましては、516名という状況でございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 具体的なこと、本当にありがとうございました。

516人もいらっしゃるんだということ、私も少し驚いているところでございますが、実際そういった福祉避難所を開設しなければならないというのは、多分相当やっぱり大きな災害のときだろうと思っているところでございます。その際に、福祉避難所には当然専門のスタッフが必要になるわけでございますし、その専門のスタッフを配置する、それから福祉避難所としてある程度きっちり環境を整えるということの財政的な支援というものは、どのようになっているかお伺いをさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（今野正明） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口 浩） お答えいたします。

福祉避難所の財政的な支援につきましては、協定によりまして避難所で使用します食料等生活必需品にかかる費用も含めまして、町の負担ということになっております。町といたしましては、災害の程度・規模等にもよりますけれども、災害救助法等の支援が受けられる場合もございます。また、特別交付税の対象ということになる場合もございます。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 町としてもそういった手当があるということで、安心してございます。「備えあれば憂いなし」という言葉がございますが、やはりいざというときの安心が日常の安心感にも我々もつながってございます。引き続きの万全の体制をご期待申し上げて、以上で私からの一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（今野正明） 佐藤町長。

○町長（佐藤誠七） 今議員おっしゃるとおりで「備えあれば憂いなし」、やはり訓練以外はないと私どもは思っております。毎年、総合防災訓練ということで、各地区を回らせていただきながら取り組みをさせていただいているわけでございます。あとはやはり県単位で、それぞれのブロック単位で大規模な訓練などもやっておりますけれども、やはり日々の訓練といいますかそういう毎年の訓練がもし万が一のときのできるだけ減災、被害を少なくする、災害を少なくするという方向にしているのではないかなと思っているところでございます。

ただ、やはり「忘れたころ」ということですので、参加者が果たしてどこまで真剣な訓練をなさるかということでもありますけれども、私どもとしては常に真剣さを忘れないように呼びかけていながら、そしていろいろなボランティアグループの方々にも大変なご協力をいただいておりますので、そういう方々に感謝を申し上げながら万が一がないようにしていきたいと思っておりますが、あったときにはそういう訓練を含めまして、できるだけ被害が大きくならないように頑張っておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。



ありがとうございました。

○議長（今野正明） 竹田雅彦君。

○4番（竹田雅彦） 答弁ありがとうございました。

いざというときは、やはり速やかな対応というものが求められると思いますし、先ほど町長がおっしゃられた訓練によって減災をしていくということは、やはり非常に重要なことだと思います。引き続きの万全の体制をご期待申し上げて、以上で一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（今野正明） 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再々は10時40分といたします。

休 憩 （午前10時24分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

---

**○議第64号、議第65号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（今野正明） 日程第6、議第64号 白鷹町農業委員会委員の任命について、及び日程第7、議第65号白鷹町農業委員会委員の任命について、以上2件は会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第64号 白鷹町農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

欠員の生じている農業委員を任命するため、提案するものであります。

提案する者を申し上げます。

住所、白鷹町大字山口2079番地。氏名、中川要一。生年月日、昭和29年8月18日。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議第65号 白鷹町農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

欠員の生じている農業委員を任命するため、提案するものであります。

提案する者を申し上げます。

住所、白鷹町大字黒鴨166番地。氏名、原田幸雄。生年月日、昭和27年7月2日。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。一括して質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

これより、日程の順に討論及び採決を行います。

まず、議第64号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第64号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第65号について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、直ちに採決いたします。

議第65号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### ○議第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第8、議第66号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第66号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、単身児童扶養者の町民税非課税要件の見直し、及び軽自動車税の特例措置等の所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

議第66号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

議案書を4枚めぐり、一部改正要旨をお開きください。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い子どもの貧困に対応するための単身児童扶養者の住民税非課税要件の見直し及び消費税率引き上げ前後に予想される需要変動の

平準化対策に係る軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減等の所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第1条 白鷹町町税条例の一部改正。

第28条第6項、町民税の申告、新、給与で年末調整の適用を受けた納税義務者の町民税の申告書記載事項の一部を簡素化できることとするもの。

第28条第7項から第9項、改、条項を繰り下げるもの。

第29条の2第1項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、改、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとするもの。

第29条の3第1項、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、改、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとするもの。

第29条の3第2項、第4項、改、引用条項を整理するもの。

第30条第1項、町民税に係る不申告に関する過料、改、引用条項を整理するもの。

附則第12条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税、新、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された電気自動車並びに一定の基準を満たした天然ガス自動車及びガソリン自動車に対しては、環境性能割を非課税とするもの。

次ページをお開きください。

附則第12条の2の第1項、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、改、条項を繰り下げるもの。

附則第12条の2の2第2項から附則第12条の2の2第4項まで、新、納付すべき軽自動車税の環境性能割の額について、不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用することとするもの。

附則第12条の6第3項、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、新、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された附則第12条の2に該当するもの以外の3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割の税率を2%から1%とするもの。

附則第13条第1項、軽自動車税の種別割の税率の特例、改、引用条項を整理するもの。

附則第13条第2項から附則第13条第4項まで、新、令和2年度及び令和3年度におけるグリーン化特例の対象（電気自動車並びに一定の基準を満たした天然ガス自動車及びガソリン自動車）となる軽自動車の種別割の額を期待するもの。車種区分と税額は、以下のとおりでございます。

附則第13条の2第1項から附則第13条の2第3項まで、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、改、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として、国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者または一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、種別割に関する規定を適用することとするもの。

第2条 白鷹町町税条例の一部改正。

第13条第1項、個人の町民税の非課税の範囲、改、単身児童扶養者を町民税の非課税措置への対象者に加えるもの。

附則第13条第1項、軽自動車税の種別割の税率の特例、改、引用条項を整理するもの。

附則第13条第5項、新、令和4年度及び令和5年度におけるグリーン化特例の対象（電気自動車及び一定の基準を満たした天然ガス自動車）となる軽自動車の種別割の額を規定するもの。車種区分と税額は以下のとおりでございます。

附則第13条の2第1項、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例、改、引用条項を整理するもの。

次ページをお開きください。

第3条 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

附則第13条第1項、軽自動車税の種別割の税率の特例、改、文言の整理を行うもの。

附則第1条、施行期日、公布の日から施行するもの。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の定める日から施行するもの。

第1号、白鷹町町税条例等の一部を改正する条例（以下「改正条例」という）第1条（次号に掲げる改正規定を除く）及び附則第5条の規定は、令和元年10月1日から施行するもの。

第2号、改正条例第1条中町税条例第28条から第30条第1項までの改正規定及び改正条例附則第3条の規定は、令和2年1月1日から施行するもの。

第3号、改正条例第2条中町税条例第13条の改正規定及び改正条例附則第4条の規定は、令和3年1月1日から施行するもの。

第4号、改正条例第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び改正条例附則第6条の規定は、令和3年4月1日から施行するもの。

第2条、町民税に関する経過措置、改正条例第1条の規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとするもの。

第3条第1項、改正条例附則第1条第2号の規定による改正後の町税条例（以下「令和2年新条例」という）の規定中第28条第7項の規定は、令和2年1月1日以後に令和

2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例によることとするもの。

第3条第2項、令和2年新条例の規定中第29条の2第1項第3号の規定は、令和2年1月1日以後に支払いを受けるべき町税条例第28条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第29条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用するもの。

第3条第3項、令和2年新条例の規定中第29条の3第1項の規定は、令和2年1月1日以後に支払いを受けるべき所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く）について提出する令和2年新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用するもの。

第4条、改正条例附則第1条第3号の規定による改正後の町税条例第13条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によることとするもの。

第5条第1項、軽自動車税に関する経過措置、別段の定めがあるものを除き、改正条例附則第1条第1号の規定による改正後の町税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用するもの。

第5条第2項、令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用するもの。

第6条、改正条例附則第1条第4号の規定による改正後の町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとするもの。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第66号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

---

○議第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第9、議第67号 白鷹町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第67号 白鷹町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

白鷹町子ども・子育て会議の委員の任期の調整を図るため、提案するものであります。健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第67号 白鷹町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

白鷹町子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

第3項 令和元年10月31日に在任する委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附則 この条例は公布の日から施行する。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして町の条例により設置しております子ども・子育て会議の委員の任期につきましては、現在は任期の開始が11月となっているものを、年度途中での委員改選により子ども・子育て支援事業計画の策定を初めとして子育て支援施策等に関し議論いただく際の継続性の確保等に支障が生じることのないように本年10月31日までの現任委員の任期を延長し、新任委員の任期を4月からとさせていただくために提案させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第67号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 日程第10、議第68号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第68号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料を軽減するため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第68号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨によりご説明をいたします。議案書を1枚おめくりください。

本条例につきましては、介護保険施行令の一部改正により、低所得者の保険料率の算定に関する基準が改められたことから、当該基準に基づき介護保険料を軽減するため所要の整備を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

第3条第1項、保険料率等、改、元号の改正と引用条項の整理を行うものでございます。

第3条第2項、改、第1号被保険者の第1段階の保険料を2万6,325円に規定するものでございます。減額前といたしましては、本則では3万5,100円の設定をしているところ、平成30年度につきましては3万1,590円に減額をしております、さらに2万6,325円に減額をするという規定でございます。

第3条第3項、新、第1号被保険者の第2段階保険料を4万3,875円に規定するものでございます。減額前の本則といたしましては、5万2,650円の設定となっております。

でございます。

第3条第4項、新、第1号保険者の第3段階保険料を5万895円に規定するものでございます。減額前の本則は、5万2,650円の規定となっておりますのでございます。

附則第1項、施行期日、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

附則第2項、経過措置、改正後の保険料は、令和元年度分から適用し、平成30年度以前の保険料については、従前の例によることとするものでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第68号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第69号・議第70号の上程、説明、付託

○議長（今野正明） 日程第11、議第69号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について、及び日程第12、議第70号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上各会計補正予算2件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第69号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第69号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地域交流広場整備事業等による人口減少緊急対策について対応するとともに、園芸大国やまがた産地育成支援事業や中山間地域直接支払交付金事業等による農業関連の補助事業への対応のほか、東京オリンピック・パラリンピックホストタウン交流事業等について対応するため所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては国・県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。このほか、企業立地促進事業に係る債務負担行為の追加を行うものでありま



す。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2億3,361万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億8,361万7,000円とするものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口 浩） ご説明いたします。予算書の1ページをごらんいただきたいと思ひます。

議第69号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）。

令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億8,361万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正第2条、債務負担行為の追加は、第2表「債務負担行為補正」による。

地方債の補正第3条、地方債の変更は、第3表「地方債補正」による。

次のページをごらんください。第1表「債務負担行為補正」。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

10款地方交付税、500万円、32億7,300万円。

14款国庫支出金、1,455万円、6億6,063万5,000円。

15款県支出金、326万1,000円、6億9,731万3,000円。

18款繰入金、3,000万円、5億508万7,000円。

19款繰越金、3,290万6,000円、2億8,290万6,000円。

20款諸収入、430万円、8,192万6,000円。

21款町債、1億4,360万円、15億6,710万円。

歳入合計、2億3,361万7,000円、87億8,361万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出。

2款総務費、1,708万1,000円、21億4,784万6,000円。

3款民生費、914万7,000円、22億7,853万2,000円。

4款衛生費、511万6,000円、5億3,397万3,000円。

6款農林水産業費、814万6,000円、5億8,361万6,000円。

7款商工費、1億7,973万9,000円、5億1,737万8,000円。

8款土木費、300万円、5億9,774万5,000円。

10款教育費、1,138万8,000円、6億1,534万7,000円。

歳出合計2億3,361万7,000円、87億8,361万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。追加でございます。

事項、企業立地促進事業。期間、令和元年度から令和2年度。限度額3,000万円。

第3表 地方債補正。変更でございます。

起債の目的、過疎対策事業。限度額を1億4,360万円追加しまして、10億9,770万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でございます。

○議長（今野正明） 次に、議第70号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第70号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修、及び介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者の介護保険料負担軽減強化に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

財源といたしましては、保険料及び一般会計繰入金で調整するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億5,815万5,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

議第70号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,815万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」による。

2ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。

1 款保険料、698万2,000円の減額、3億4,390万円。

7 款繰入金、813万7,000円、2億7,820万6,000円。

歳入合計115万5,000円、17億5,815万5,000円。

次ページをお開き願います。

歳出。

1 款総務費、115万5,000円、4,693万8,000円。

歳出合計115万5,000円、17億5,815万5,000円。

以上でございます。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和元年度各会計補正予算2件は、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、令和元年度各会計補正予算2件は、予算特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせいたします。

休 憩 （午前11時16分）

---

再 開 （午後 1時10分）

○議長（今野正明） 休憩前に復し、再開いたします。

お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### ○議第69号・議第70号 予算特別委員長報告、討論、採決

○議長（今野正明） 議事に入ります。

日程第13、議第69号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）及び日程第14、議第70号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）以上2件は会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和元年度各会計補正予算2件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、奥山勝吉君。

〔予算特別委員長 奥山勝吉 登壇〕

○**予算特別委員長（奥山勝吉）** 予算特別委員会審査結果の報告をいたします。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第69号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第70号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上でございます。

○**議長（今野正明）** これより日程の順に討論及び採決を行います。

この採決は起立によって行います。なお、起立されない方は否決とみなします。

まず、議第69号 令和元年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（今野正明）** なければ、採決いたします。

議第69号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（今野正明）** 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第70号 令和元年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（今野正明）** なければ、採決いたします。

議第70号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（今野正明）** 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

---

#### ○議第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（今野正明）** 日程第15、議第71号 鮎貝第二污水幹線更新工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第71号 鮎貝第二污水幹線更新工事（第1工区）請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

鮎貝第二污水幹線更新工事（第1工区）について、見積り書を徴した結果に基づき契約を締結するため提案するものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 建設水道課長、佐藤雅志君。

○建設水道課長（佐藤雅志） それでは、ご説明申し上げます。

議第71号 鮎貝第二污水幹線更新工事（第1工区）請負契約の締結について。

町は、下記により鮎貝第二污水幹線更新工事（第1工区）の請負契約を締結したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 鮎貝第二污水幹線更新工事（第1工区）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 1億6,170万円
- 4 契約の相手方 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号  
J F Eエンジニアリング株式会社東北支店  
支店長 生田目嘉洋

次に、工事の概要について申し上げます。

本工事につきましては、主要地方道長井白鷹線の荒砥橋架替工事に伴い、鮎貝中継ポンプ場から浄化管理センターに汚水を送る圧送管を橋梁に添架するものでございます。工事の内容としましては、ポリエチレン管250ミリ、331.7メートル、伸縮可とう管250ミリ、6.6メートル、計338.3メートルを架設するものでございます。工期は、令和2年3月25日でございます。

次に、随意契約の理由を申し上げます。

1. 県が施工している荒砥橋橋桁工事との高低調整を行った結果、工期が非出水期である10月から3月までと限られており、橋桁工事と同時に施工することにより工期の短縮が図られ、3月まで完了することができるものでございます。
2. 1社での同時施工により、添架管架設工事に必要な足場経費等が削減できること。
3. 1社で同時施工することにより、現場施工時の一括管理態勢がとれ、より万全の安全管理に資することができる。

以上の理由から県の橋桁工事の受注業者 J F E 北日本山形建設特定建設工事共同企業体の代表企業である J F E エンジニアリング株式会社東北支店と随意契約を行うものでございます。

以上です。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。  
質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。  
議第71号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今野正明） 次に、日程第16、議第72号 学校給食配送車の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第72号 学校給食配送車の取得についての提案理由を申し上げます。

学校給食配送車の購入について、指名競争入札の結果に基づき取得するため提案するものであります。

なお、内容につきましては教育次長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今野正明） 教育次長、田宮 修君。

○教育次長（田宮 修） ご説明いたします。

議第72号 学校給食配送車の取得について。

町は、下記のとおり学校給食配送車を取得したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |               |                                |    |
|---------------|--------------------------------|----|
| 1. 購入しようとする物件 | 学校給食配送車                        | 1台 |
| 2. 取得予定価格     | 819万5,000円                     |    |
| 3. 取得方法       | 物件購入契約                         |    |
| 4. 契約の相手方     | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝5760番地<br>迎田自動車整備工場 |    |

代表 迎田信一

今回購入いたします学校給食配送車の概要について申し上げます。

今回の購入につきましては、現在共同調理場で使用しております配送車2台のうち、老朽化いたしました1台を更新するものであります。

メーカー及び車種につきましては、三菱自動車のトラックキャンターをベースにした車両でございまして、排気量は2,998ccであります。オプションといたしまして、冷凍機付の2台、ドライブレコーダー、バックモニター、マニュアルエアコンなどを装備するものであります。

納期につきましては、来年3月25日を予定しております。

以上です。

○議長（今野正明） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） 質疑なしと認めます。

討論及を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今野正明） なければ、採決いたします。

議第72号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○請第2号・請第3号の上程、付託

○議長（今野正明） 日程第17、請第2号 白鷹町高玉地内の町道路線の認定と道路整備について、及び日程第18、請第3号 消費税10%中止を国に求める意見書提出の請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請第2号は産業建設常任委員会に、請第3号は総務厚生常任委員会にそれぞれ審査を付託したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議がないので、そのように決しました。

なお、審査は開会中の審査とされるよう申し添えます。

---

#### ○延会の宣告

○議長（今野正明） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今野正明） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後1時24分〉